容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2 項第2号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する告示案(業種 別特定容器利用事業者総排出見込量)

環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省

1. 改正の趣旨

容器包装リサイクル法第 11 条、第 12 条及び第 13 条は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者(以下「特定事業者」という。)に対して、毎年度、再商品化義務量の再商品化をすることを義務付けており、個々の特定事業者が再商品化義務量を算定するために必要な量、比率等の値については、主務大臣が省令及び告示において定めることとしている。

本告示(案)は、主務省庁において実施した容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査結果を踏まえ、平成19年度における再商品化義務量の算定に係る量、比率等の値を定めるものである。

2.改正の概要

平成 19 年度における業種別特定容器利用事業者総排出見込量(特定容器利用事業者が特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する業種ごとに、すべての特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において用いる当該特定容器の当該年度において販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務大臣が定める量)を以下のように定める。 (平成 19 年 4 月 1 日施行)

(単位:トン)

業種の区分	7	ガラス製容器		PETボトル
未催い込刀	無色	茶色	その他	トロールドル
1.食料品製造業	276,616	19,116	9,117	14,434
2 . 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	120,257	113,861	39,752	424,139
3.酒類製造業	147,072	49,637	132,889	13,826
4 .油脂加工製品・石鹸・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				
5.医薬品製造業	5,812	158,404	802	
6 . 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	11,442	1,041	1,788	
7.小売業				
8 . その他の事業	1,516	1,199	546	

清涼飲料製造業

(単位:トン)

		(単位・トノ)
 業種の区分	紙製	プラスチック製
未催めた力	容器	容器
1.食料品製造業	279,807	446,391
2 . 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	32,379	40,258
3.酒類製造業	19,685	3,456
4.油脂加工製品・石鹸・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	40,862	46,433
5.医薬品製造業	24,958	22,137
6.化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	20,696	39,125
7 . 小売業	86,552	230,569
8.その他の事業	199,175	66,431